

記入例

様式第1号(第3条関係)

田辺市戸別受信機貸与申請書兼同意書

令和 5 年 4 月 1 日

田辺市長 宛て

申請者 住所 田辺市 新屋敷町1番地

氏名等 田 辺 太 郎

日中に連絡がとれる番号をご記入ください。 → (電話番号 0739 - 12 - 3456)

下記のとおり戸別受信機の貸与を希望しますので、田辺市防災行政無線戸別受信機の貸与及び管理に関する要綱第3条の規定により申請します。

また、貸与を受けるに当たっては、下記の貸与条件を遵守し、使用します。

なお、この申請内容は、戸別受信機の貸与及び管理に当たり、市が指定した業者に提供されることに同意します。

記

上記住所と同じ場合もご記入ください。

1 貸与場所住所 田辺市 新屋敷町1番地

2 貸与場所種別 自宅 ・ その他 () ※貸与を受ける場所1つに○印を記入してください。

3 家屋所有者承諾欄 **借家にお住いの場合は家屋所有者の承諾が必要となります。**
(※設置する家屋等の所有者又は管理者が申請者と異なる場合は、所有者又は管理者の承諾が必要です。市有施設は不要。)

私は、自己の所有(管理)する家屋等に、戸別受信機及びその屋外アンテナを設置することについて承諾します。

令和 5 年 4 月 1 日

※署名又は記名押印 氏名 和歌山 花子

4 貸与条件

- 戸別受信機は常に良好な状態で受信できるよう適正な管理に努めること。
- 戸別受信機を故意に損傷し、又は汚損しないこと。
また、戸別受信機を故意又は不注意(乾電池の液漏れ等)により損傷、汚損又は紛失したときは、貸与を受けた者が実費を弁償すること。
- 戸別受信機を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- 戸別受信機に異常が発生した場合は、速やかに届け出ること。
- 戸別受信機の維持費(電気代、乾電池代)は、貸与を受けた者が負担すること。
- 次のいずれかに該当した場合は、市へ「田辺市戸別受信機返還届兼同意書」を提出し、戸別受信機を返還すること。
 - 田辺市外へ転出するとき。
 - 戸別受信機の貸与を受ける必要がなくなったとき。
 - ア又はイに掲げる事項のほか、貸与対象者としての資格を喪失したとき。

5 その他

市は、次のいずれかに該当するときは、戸別受信機を撤去します。

- (1) 貸与を受けた者が4の貸与条件に違反したとき。
- (2) 戸別受信機の貸与の必要性がなくなると市長が認めるとき。
- (3) その他特に市長が撤去を必要と認めるとき。

※以下は記入しないでください。

地 区 名		受信機番号	
空 中 線 種 別	ロッド ・ ダイポール ・ 3素子八木		
受 信 機 取 付 年 月 日	年 月 日		

設置確認印